

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等の皆様へお知らせ



「中小企業等事業継続応援金」

市独自の給付金を創設！ 中小企業者等に最大20万円 給付します。

対象

令和3年1月から6月の間に、
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
前年又は前々年の同月比で事業収入が15%以上減少した月が
ある市内中小企業者等

※県の「中小企業事業継続支援金」を受給された（する予定も含む）方は対象外となります。

※詳細は裏面に記載しています

給付額

1事業者当たり

法人 20万円

個人 10万円

※複数の店舗や事業所を運営している場合も1事業者分とします

申請期間

令和3年10月25日（月）

～令和4年2月28日（月） ※消印有効

申請書の提出先・提出方法・お問い合わせ

提出先 光商工会議所

所在：〒743-0063 光市島田四丁目14番15号

電話：0833-71-0650

提出方法 持参又は郵送（簡易書留）



<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/kanko/12117.htm>

制度詳細

対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- 市内に事業所を有する中小企業者等であること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から6月の間に、前年又は前々年（以下「基準年」という。）の同月の月間事業収入と比較して15パーセント以上減少している月（以下「対象月」という。）があること。ただし、市外に本社を有する法人又は市外に住所を有する個人で、市内に事業所を有する場合には、市内の事業所においても、基準年の同月の月間事業収入と比較して15パーセント以上減少している月があること。
- 個人の場合、確定申告書第一表における「収入金額等」の「給与」欄及び「雑」欄に記載されている額と比較して「事業」欄に記載されている額が最も多いこと。ただし、個人事業税を納付しており、事業確認ができる場合を除く。
- 光市税条例第3条に規定する市税に滞納がないこと又は滞納がある場合にあっては、納税する意思があること。

必要書類

【様式】

- ★中小企業等事業継続応援金給付申請書兼請求書
- ★誓約書 兼 同意書
- ★収入申告書

【添付書類】

- ★確定申告書
- ★基準年の事業収入がわかるもの
- ★対象月の月間事業収入がわかるもの
- ★本人名義の振込先口座の通帳の写し、本人確認書類の写し(個人) など

※ 上記のほかにも対象要件や必要書類がありますので、詳しくは「申請のしおり」をご確認ください。

よくあるご質問

他の補助金との併給は可能ですか？

県の「中小企業事業継続支援金」の給付を受けている方は、対象外となります。その他の給付金や各種補助金等につきましては、併給できない場合がありますので、制度を運用する自治体等にご確認をお願いいたします。

いつ給付金がもらえますか？

申請から約1ヶ月程度でご指定の口座に入金する予定です。ただし、申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、給付までに時間を要することがあります。